

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月1日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市条例第30号

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

(瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年瀬戸市条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 <省略> 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在 (前項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第5条 <省略> 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在 (前項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては <u>100分の155</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)から(4)まで <省略>	(1)から(4)まで <省略>
3 <省略>	3 <省略>

第2条 瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条

例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 <省略></p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の147.</u> <u>5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の162.</u><u>5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>3 <省略></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 <省略></p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の140.</u> <u>1</u>2月に支給する場合においては<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>3 <省略></p>

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。